

令和2年5月7日



一般社団法人 日本スイミングクラブ協会

「緊急事態宣言」延長へ

加盟クラブ 各位

5月4日、政府は5月6日までとしていた緊急事態宣言の対象期間を、5月31日まで延長することを表明しました。大方の予想通りの結果とはいえ、一縷の希望をもって休業要請に応じてきた私たちの業界にとっても、更なる一カ月の休業は、辛い決定であることは言を俟ちません。

安倍晋三首相は延長の表明とともに、追加経済対策に関して「飲食店などへの家賃負担の軽減、雇用調整助成金の更なる拡充など与党での検討を踏まえて講じる」と早期策定へ意欲をみせました。そして、5月14日を目途に専門家会議が地域ごとの感染状況を分析し、可能だと判断すれば期間満了を待たず緊急事態を解除することにも言及し、西村康稔経済再生相は21日にも再び解除を検討する考えを示しました。加盟クラブの経営維持のための創意工夫とご努力を見るにつけ、新型コロナウイルス感染症拡大の収束と、緊急事態宣言の早期解除を祈らざるを得ません。

今回の延長では、13の「特定警戒都道府県」とそれ以外の34県を明確に区分し、外出自粛や施設使用制限などに強弱をつける対応で、経済活動の早期再開と宣言解除に向けて一定の道筋をつけたいとの狙いがあるようです。また、大阪府は独自で、5月15日を目途に「大阪モデル」として緩和基準を設定し、段階的な解除を始める考えを発表しました。特措法の休業要請対象業種は、本来、国ではなく都道府県知事の裁量権に掛かっており、休業要請は地域の独自性を生かした個別の対応が必要なはずで、今後、全国各地域で、同様の段階的緩和措置が広がっていくものと思われます。自クラブの属する地域の施策に注目し、休業要請業種に指定されなかったクラブにおかれましては、従来通り、企業としての自主決定で休業・営業の継続をご判断ください。幸いにしてスイミングクラブは、現状の各クラブの消毒の徹底、3密環境対応等、感染防止対策は非常にしっかりとなされていること。更には、プール環境の湿度や次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌消毒の徹底した管理によって、プール施設内は感染防止に優れた環境でもあります。営業を継続される場合には、緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、より一層の感染防止対策と地域社会に配慮したクラブ運営をお願い申し上げます。

当協会では、ホームページに政府の経済支援対策を「経営情報」として掲載しておりますので、ご活用頂けましたら幸いに存じます。時々刻々と変化する動向を見守りながら、対応策を検討し、随時、最新情報を加盟クラブ各位に提供してまいります。

以上